

コーポレート・ガバナンス

企業価値の向上を重視した経営を推進するため、コーポレート・ガバナンス体制を強化しています。

コーポレート・ガバナンスに関する考え方

企業価値の最大化・株主満足度の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識し、企業倫理と法令遵守を徹底するとともに、内部統制システムやリスク管理システムの整備・強化を推進し、経営の透明性・客観性を確保することを基本的な方針・目的としています。

コーポレート・ガバナンスに関する体制

株主をはじめ、すべてのステークホルダー（利害関係者）にとっての企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識し、(1) 経営の透明性と健全性の確保 (2) 迅速な意思決定と事業の効率的執行 (3) タイムリーかつ適切な情報開示を有効に機能させる体制構築に努めています。

具体的には、取締役会は社外取締役2名を含む取締役13名で構成され、報酬委員会*1と指名委員会*2を取締役会内に設置しています。取締役の任期は1年とし、経営環境の変化に迅速に対応する体制をとっています。2006年度には合計14回の取締役会を開催しました。また、監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成される監査役制度を採用し、ガバナンスの向上を目指しています。2006年度には合計5回の監査役会を開催しました。執行体制については、取締役会と執行機関の役割をより明確化するため、執行役員制を導入し、より迅速な事業戦略の立案・遂行に取り組んでいます。

※1 報酬委員会: 代表取締役会長・代表取締役社長の報酬案を作成し、取締役会に議案を提出する委員会

※2 指名委員会: 株主総会で選任される取締役候補者の選定、および取締役会で選任される取締役社長候補者を選定し、取締役会に議案を提出する委員会

内部統制システムおよびリスク管理体制

すべてのステークホルダーに対し責任ある行動をとるために、実効性のある内部統制システムの強化に取り組んでいます。内部監査部門として監査センターを設置し、グループの国内・海外拠点において業務・コンプライアンス・システムなどの監査を実施し、内部統制システムの有効性の評価を行っています。

また、監査センターは経営層に対する監視結果の定期報告や、監査役との情報交換・報告を行い、内部監査機能を強化しています。

リスク管理については、ビジネスリスク、オペレーションリスクなどの危機管理対策を遂行するため、リスク管理担当部

を設置し、リスクに対する必要な社内規程などの整備および教育・啓蒙活動などを実施しています。

内部統制システムの整備

新会社法施行に伴い、当社グループにおいて、2006年5月12日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の基本方針を決議しました。この基本方針に則り、事業リスクの再確認とより有効な体制の整備を進めております。

【内部統制システム】

1. コンプライアンス体制
2. リスク管理体制
3. 財務報告の適正性確保のための体制
4. 情報の保存・管理体制
5. 執行の効率性確保のための体制
6. 企業集団の業務適正化体制
7. 監査の実効性確保体制

また、日本版SOX法に対応するための「財務報告に係る内部統制の整備」においても、2009年3月期の適用に向け、規程・マニュアルの整備、業務プロセスの確認、文書化などの必要な体制の整備を進めています。

コーポレート・ガバナンス体制

